具塚市教育委員会 教育長 鈴木司郎

発熱等の風邪症状がある場合等の登校及び登園について(お願い)

日頃は、本市の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、文部科学省は『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル~「学校の新しい生活様式」~』において、発熱等の風邪症状がある場合について、次の通り定めています。貝塚市ではこの指針に基づき、学校園における感染症対策に努めております。

「基本的な感染症対策の実施」

- (1) 感染源を断つこと
 - ① 発熱等の風邪症状がある場合等には登校しないことの徹底 発熱等の風邪症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅で休養することを 徹底します。(レベル3及びレベル2の地域では、同居の家族に風邪症状がみられ る場合も登校させないようにしてください)
- *レベル3、レベル2とは、感染者が漸増から急増の傾向及び医療提供体制に支障が出始め、対応が必要である段階です。

つきましては、下記のような場合に該当するときには、登校及び登園を控えていただき ますよう保護者の皆様に改めてお願い申し上げます。

新型コロナウイルスについては日々その状況が変化しており、必要に応じて対応に変更が生じることがあります。そのような場合には、改めてお知らせいたします。

記

- ・お子様自身や同居のご家族に発熱等の風邪症状がみられる場合
- ・お子様自身や同居のご家族が PCR 検査の対象となった場合
- ・保健所から登校及び登園の自粛指示が出されている場合

なお、上記により学校園を休んだ場合は、欠席とはせずに「出席停止」として扱います。

学校園内での感染源を断つためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要です。 一人ひとりの行動が新型コロナウイルス感染症から自分を守り、家族を守り、周りの人 を守ることにつながります。何卒ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいたし ます。